

改正の概要

1 要綱の名称

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱の一部を改正する要綱

2 制定改廃の背景（背景、法令上の根拠等）

平成26年3月3日に策定された「熊本県における条例等の制定指針」により、条例、規則及び要綱等を制定、運用及び点検をするうえでの基本的な考え方が示された。

当該指針に基づき、「熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱」を点検し、必要な改正を行った。

3 改正内容

（1）要綱においてコインランドリー営業施設を営む者を指導する根拠がないため、要綱の名称を「熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱」に改正した。

（2）県民に対し義務を課すような規定を任意協力を求めるような規定に改正した。

4 施行日

告示の日（平成27年3月6日）から施行する。